

海上自衛隊第4術科学校の内部組織に関する達

〔平成21年4月1日〕
海上自衛隊達第53号

海上自衛隊第4術科学校の組織に関する訓令（昭和50年海上自衛隊訓令第22号）第18条の規定に基づき、海上自衛隊第4術科学校の内部組織に関する達を次のように定める。

海上自衛隊第4術科学校の内部組織に関する達

（総務課）

第1条 総務課に、次の3係を置く。

総務係

文書係

人事係

（教務課）

第2条 教務課に、次の2係を置く。

教務係

審査係

（教材課）

第3条 教材課に、次の4係を置く。

教材係

図書係

印刷係

電子教材係

（資料課）

第4条 資料課に、資料係を置く。

（係長）

第5条 係に、係長を置く。

2 係長は、課長の命を受け、係の分掌事務を掌理する。

附 則

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月16日海上自衛隊達第17号）

この達は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

この達は、平成29年4月3日から施行する。

